

平成29年議会改革特別委員会 第4回

平成29年1月16日（月曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（10名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君	10番	酒巻ふみ君

(議長 福島正夫君)

欠席委員（なし）

委員外議員

10番	齋藤和雄君
18番	中條恵子君
22番	松本英子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江原千裕
主幹（議事・小野裕
調査担当）

議事課長 戸田実
主任（議事・神山賢介
調査担当）

開会 午前 9時30分

◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、新年おめでとうございます。今日は新年早々の、議会改革特別委員会の開催を申し上げたところ、委員各位には全員ご参集いただき、誠にありがとうございます。そして、今日は新年にもかかわらず、議員の大勢の皆さんにおいでいただきまして、ご苦労様でございます。

これから、第4回の議会改革特別委員会を始めるわけですが、議会改革にとりまして、今年一年が大きな議会改革の質を決める大事な年になるのではないかと、そのように思うわけでございます。一つには議会改革に市民の意見を反映させるために、4万4000世帯、全世帯に対して市議会のアンケートをこれから始めるわけでございます。これは、市議会始まって以来、初めての出来事でございます。それから第二には、今日の協議の結果を踏まえまして、執行部との協議を開始していきます。議会基本条例制定にあたって、議事機関としての議会が執行機関と正式な協議を行うというのは、これも市議会始まって以来の出来事でございます。そして、今年の秋までには議会基本条例の素案をまとめるスケジュールになっております。そして、条例素案がまとまれば、これを市民の皆さんにパブリックコメントを行うと、そういう予定になっております。市議会が市民の皆さんにパブリックコメントをお願いするというのも市議会始まって以来のことでございます。

ですから市議会としては、議会改革にあたりまして、今年は三つの初めての出来事を行っていくと、そういう年になるわけでございます。それは、先ほど申し上げましたように市議会が市民の皆さんに対してアンケートを実施する、そして、議事機関としての市議会が執行機関に対して条例制定にあたっての事前協議を行うと、そして三つ目には、パブリックコメントを市議会が市民の皆さんに対して行うという、大変大きな仕事をこの1年間にわたって行わなければなりません。ですから、本当にこの1年が、われわれ議会改革特別委員会の委員にとって大きな正念場の年になると、私はそのように思っております。委員各位の建設的なご意見と、そしてご協力を心からお願いいたしまして、新年初めての委員会にあたりましてのあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日は大変お忙しいところ、福島議長においでいただいております。福島議長さんからごあいさつをお願いいたします。

◇

◎議長の挨拶

○議長（福島正夫君） 改めまして、皆さん新年あけましておめでとうございます。今日は、第4回議会改革特別委員会ということで、小坂委員長さんをはじめ委員の皆様方には本当にご苦勞様でございます。

先ほど委員長さんの方から加須市議会始まって以来のことが3点あるということで、これは議会改革という形がこういう形になってきた、本当に私も市民にとっても良いことかなと。今日、骨子案についてのご協議もあるようでございますが、本当に市民のためになる議会改革、何が市民のためになるのか、本当の市民のためというのはどういうことなのか、そういうことを念頭に置きながら、真剣に私は議会改革について、委員の皆様にご検討していただきたいと思っております。

まず皆さん方、今、本当にここに来て急に寒くなってきた状態でございます。インフルエンザも相当猛威を奮っているようでございますが、どうか今年一年、健康には十分留意されて、この特別委員会が最後まで市民のためになる議会改革ができますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎開議の宣告・議会改革に関することの調査

○委員長（小坂徳蔵君） どうも議長さんにおかれましてはありがとうございました。

それではさっそく議会改革特別委員会を開会いたします。委員会の協議につきましては事前に配付してあります第4回議会改革特別委員会の次第書に沿って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項から始めます。私の方から報告をさせていただきます。まず、議会改革に関するアンケートでございますが、皆様のお手元に資料を配付しております。まず、資料1をご覧ください。これは来月、2月15日から市民の皆さんの元に届けられる議会だよりに挟み込んで実施をするアンケートでございます。（案）ということでありまして、ちょっと読んでみますと、議会改革に関するアンケートにご協力をお願いします。加須市議会では、市民との連携・協働を推進し、開かれた議会を目指すため、現在、議会改革に取り

組んでおります。つきましては、多くの市民の皆様のご意見等をお伺いし、今後の議会改革の参考とさせていただきたく、裏面のアンケートにご協力をお願いします。と、こういう内容になりまして、対象者については加須市に在住、在勤、または在学の方、回答方法については4つ方法を考えておりまして、1つは郵送または FAX による回答、それから2つ目はパソコンからの回答、3つ目は携帯電話からの回答で QR コードを読み込んで回答できるという方法になっております。それから4つ目は市役所本庁舎、あるいは各総合支所にアンケートの回収箱を設置いたしまして、そこにご投函いただくという4つの方法をとっております。

回答期限については3月10日までとなっております。そして集計結果につきましては、次回発行のかぞ市議会だよりや、市議会のホームページ等で結果を公表しますという内容にしてあります。問い合わせは議会事務局へということになっておりまして、こちらの方にアンケートの QR コードを掲載するということになっております。

裏面をご覧になっていただきたいのですが、これはこの間、委員会で協議した内容になっておりまして、問1から問7までになっております。それからアンケートの回答方法ですが、左下にアンケートの回答欄がありまして、該当の番号をここに記入していただくと。それで自由意見も書いていただけるようになっております。これを投函しますと、またすいません、表の方をご覧になっていただきたいのですが、ここを切り取って投函していただければ、議会事務局に郵送されると、こういう内容になっております。差出有効期間は平成29年3月17日までとなっております。1週間ほど期間を余分にみてあります。それから届いたものは全て集計するというので考えております。これがアンケートの内容でございます。

それから、資料2をご覧ください。これは平成国際大学の学生さんに対して今週の18日にアンケートを行うわけでありまして、その大学生に対するアンケートの内容でございます。前文を読みますと、加須市議会では、市民との連携・協働を推進し、開かれた議会を目指すため、現在、議会改革に取り組んでおります。この度の選挙権年齢満18歳以上への引き下げを踏まえ、本市に所在する平成国際大学で勉学に励む学生の皆様の市議会に対するご意見をお伺いし、今後の議会改革の参考とさせていただきたいと考えております。つきましては、今年度の平成国際大学の講義「地方公務員論」を受講されている学生の皆様にアンケートのご協力をお願いします、加須市議会。となっております。内容については資料1のアンケートと同じ設問になっております。これがアンケートの関係でございます。何かご質問ございますでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 資料1の方なんですけれど、全世帯に配付ということで、あとは市内への在勤者とあるのですが、その在勤者の方たちにはどのように周知するのか、その辺の周知方法はどうなっているのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 議会だよりについては、それぞれ事業所の方にも届いているわけなんです。ですから、そこでご覧になった方が送っていただくとか、そういったことを主に考えております。特別な対策としては考えておりません。ただ、事業所を含めて議会だよりは届いておりますので、そこでご覧になった方にご協力いただくという形で考えております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかにございませんでしょうか。竹内委員。

○2番（竹内政雄君） アンケートですけれど期限内に回収をして、その期間内に集まったものだけ集計するというので、おそらくその後も回答が来ると思うんですけれど、その辺の対応はどう考えていますか。

○委員長（小坂徳蔵君） 先ほど申しましたように、アンケートの期限は3月10日までということにしてあります。ただ、この切り取りになっているハガキなんですけど、この有効期限は1週間遅らせて3月17日までとなっております。ですから、そこまで来たものについては集計いたします。あと、本庁舎や各総合支所に設置する回収箱は3月17日まで撤去します。1か月の期間を見ているわけですので、それ以降のものについては、たくさんあった場合は参考ということになるかと思いますが、そんな形で考えていきたいと思えます。

○2番（竹内政雄君） 了解です。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） 各家庭には議会だよりの挟み込みでアンケートが配付されますが、各総合支所にも議会だよりが置いてあるということですよ。そこから探してアンケートに答えるということだと思んですが、図書館も市民の方々が集まってくるので、図書館にも置いていただきたいと思うのと、議会だよりの挟み込みでなく、アンケート用紙だけを置けば経費もかからず、多くの人の声が聞けるかなと思ったのですが、置く場所等増やすことはできるのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） まずは誤解のないように説明しておきたいのですが、市議会だよりについては、加須市内133平方キロメートル、4万4,000世帯全部に届けられます。事

業所関係にも届けられます。その上で回収なんですけど、一番良いのはパソコンやQRコードを使って携帯電話から回答していただくと。それからあとは、ハガキによって返送していただくと、要するにポストに投函していただければ届くわけですから。ただ、そのほかに、例えば市役所や総合支所に来たついでにアンケートを持って来る方も当然考えられます。そのために、本庁舎、それから3か所の総合支所に回収箱を設置します。それは3月17日まで設置します。

それから各公共施設がありますね、例えば市民プラザとか、先ほど言われました図書館であるとか、そういうことも考えました。ただ、そうなる公民館はどうするのか、コミュニティセンターはどうするのかと範囲が広がって、事務局の職員は6人しかおりませんので、そこまで実際に手が回りません。それよりは、実際4万4,000世帯に対しハガキで投函してもらいたいと、そのためにこういう形をとったわけですので、森本委員、それでひとつご了解いただけないでしょうか。

○9番（森本寿子君） 了解しました。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 今の質問に関連してなんですけれども、アンケートの回収箱を市役所と各総合支所へ置いていただくのですが、一世帯に一枚来るということで、中にはご夫婦で意見が違ったりする場合もあるので、回収箱の横にアンケート用紙を置いておくと、そうだ、アンケートが来ていたんだということで、そこでアンケートを書いて入れていかれる方もいらっしゃるのかなと思うので、例えば回収箱の横にアンケート用紙も置いていただけると回答していただけるのかなと思いますので、若干多めに印刷していただいて、回収箱の横に予備で置いておくという方法はとれないものでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。ただ、これは印刷の枚数、要するに契約としては全4万4,000世帯に配付する議会だよりの部数と同じくアンケートの用紙を作ったというわけですので、そこが可能かどうかは少し検討させてください。

○8番（大内清心君） ちゃんとした用紙でなくても、コピーしたものでいいので置いておくと良いのかなと思ったのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。今のお話、少し検討させてください。よろしいですか。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） では、新井委員。

○3番(新井好一君) 基本的には同じ意見なんですけれど、アンケート用紙一枚なので、公共施設に置いてもらっても、集計は少し大変かなという点がありますが、その方がより効果的なのかなと思うんですね。各1軒ずつ約4万世帯に入るわけですから、その中で関心のある方はアンケートに答えてもらえるとと思いますけれど、回収箱のすぐそばに一枚紙があると更に良いかなと思いますので、これはぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長(小坂徳蔵君) わかりました。先ほど大内委員にも申し上げましたけれども、これは少し検討させてください。印刷の関係もありますので、即答できませんので検討させてください。

○委員長(小坂徳蔵君) ほかにございませんでしょうか。酒巻委員。

○10番(酒巻ふみ君) 4万4,000世帯、これは自治会単位でやっていることですよ。今、新しく入ってきた住民には自治会に入っていない人もたくさんおられますから、その辺のところの理解というのは、公民館に置いたり、いろいろなところに置いたものを使っただけという理解でいいんですかね。自治会に入っていない人も結構いますし、新しく引っ越した方は、そういう人たちは案外、議会に対して関心がある方も結構いますから、その辺のところの、アンケートが行き渡るかどうか、そこをどうこうするとなると、また事務局が大変ですよ。今まではそういう方に、どのように配っていたのか。公民館に行ったついで、市役所に来たついで、公共施設に行ったついで、ということでやっていたと思いますけれど、そこまですれば4万4,000世帯全戸に行き渡るのかなという、これは私の解釈ですけど。それをどうこうするとなると、これは検討するにしても大変かなと思いますけれど、どうしますか、そこは。

○委員長(小坂徳蔵君) 議会だけの判断でしたらすぐ可能なんですけれど、ご承知のように各公共施設になりますと、例えば公民館ですと、これは教育委員会の所管になります。仮に市民プラザということになりますと、これはご承知のように市長部局の所管になります。そこに議会のものを置くとすると調整も必要になります。これは、そういう仕組みになっているんですね、行政ですから。われわれは、市議会と言う議事機関の中の構成員でありますので、調整も必要ということになります。

ただ、先ほど大内委員と新井委員のお話もございました。今、酒巻委員からもそういうお話をいただきましたので、少しこれも検討させてください。まだ1か月くらい、実際の配付まで期間がありますので検討させてください。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長(小坂徳蔵君) ほかにございますでしょうか。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 資料1、資料2の内容はこれで良いかなと思います。資料1については、議会だよりに挟み込んでというお話でありました。それは、挟み込まれた状態で各世帯に届くのでしょうか。それとも、自治会の方で別々のものを挟み込む作業があって、地域の自治会の方をお願いをするのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、もう挟み込まれたものが届くということで、別に自治会の皆さんに特別な手数を煩わせるということはありません。そのことで議会事務局としては、要するに議会だよりの1ページだということで、そもそも話を始めて、業者の方とも話をしておりますので、新たな手間を自治会の皆さんに煩わせるようなことはありません。ほかにございますでしょうか。

（発言する人無し）

よろしいですか。では、ほかに無ければこのような形で進めさせていただきます。

次に、報告事項の、会議録の公表の関係でございます。これは資料3をご覧ください。

これは、これまで3回、特別委員会を開催してきたわけでございますが、議会事務局の職員の皆さんに頑張っていただきまして、第3回議会改革特別委員会の会議録は、このように市議会のホームページに掲載してございます。詳細会議録になっておりますので、必要があるときはこれをご覧くださいと思います。もちろん、特別委員会の通信も早々と掲載してございます。通信については、委員会を開催してもう大体4～5日後には市議会のホームページに掲載するようになっていきます。議会改革のコンテンツを作りましたけど、大変賑やかになっておりまして、ご覧になっていただければ、相当議会も何かやってるなど、そういうインパクトを市民の皆さんに与える内容になっているのではないかと思います。一応これはそういう内容です。

ですから、今日も会議が終われば、今回の特別委員会の通信、並びに会議録をしかるべきときに掲載してまいります。これは、よろしいかと思いますがいかがですか。

（「はい」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。ではもう1点、報告事項がございますが、傍聴者の関係です。これは、資料4をご覧ください。昨年1年間の集計が出ました。平成28年第1回定例会から第4回定例会まで、本会議は293人の方の傍聴者がございました。委員会は90人の方に傍聴いただきました。全体では約400人近くの方の傍聴者がお出でになりました。

ちなみに前年、平成27年は478人ということでございます。これは多分、議員の改選

がございまして、大変市民の皆さんの関心も高くなったときですので、この年は多かったのかなということでございます。

いずれにしても、400人からの傍聴者があったということでご報告しておきます。これも報告事項ですので、これでよろしいかと思えます。

その他は特別ございませんので、報告事項全般について、何かご意見ございましたらお伺いしますが。

(発言する人無し)

○委員長（小坂徳蔵君） 無いようですので、先に進みます。

それでは、協議事項に移ります。前回の第3回特別委員会におきまして、議会基本条例に網羅すべき骨子案について、各委員の皆さんから自由討議によって意見を出していただきました。そこで出された意見につきましては、これから委員間で議論がしやすいように論点を整理しました。論点を整理した内容については、事前に委員の皆さんの元に郵送してあります。それが資料5です。この資料をご覧いただきたいのですが、骨子案を論点整理いたしまして、その項目を全部で6項目に区分してあります。論点を整理した内容は、細かく言いますと、この委員会で市議会改革を大きな目標としてまいりました。一つは市民との連携・協働の推進、二つは政策立案機能の強化、三つは、これは市議会の本来の機能である行政のチェック機能の強化、この三つの大きな観点から分類をしてあります。それで、この観点から分類した項目は、第1に議会基本条例の位置付け、第2は執行部との調整事項、第3は市民との連携・協働の推進、第4は議員の政策立案機能の強化、第5は議員活動における課題、第6はその他、というようにまとめてございます。

なお、議会基本条例の骨子案として出された項目につきましては、地方自治法及び加須市議会が定めている会議規則、並びに委員会条例等で規定されている内容が含まれております。そこで、その根拠規定について調査したうえで記載をしてあります。その中に、「法」という形であるのは地方自治法のことです。ですから、地方自治法第何条ということですのでご了承ください。これは条例ですので、やはり根拠規定があるということでございます。

それから今後、議会基本条例を制定していくうえで、既存の条例あるいは規則等の統合も出てまいります。そのときにも参考になりますので、事務局の職員の皆さんに大変な努力をいただきまして、こうした形で、ちゃんと根拠規定も記して皆さんのお手元に郵送しておいたわけです。何かご質問ございますか。特別に無ければ、この資料5に記載してあるこの区分ごとに、これから協議を進めてまいります。それでよろしいでしょうか。

(「はい」という人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) それでは、この区分に沿って協議を進めてまいります。

それでは第1の基本条例の位置付け、全体では8項目ございます。自由討議によって協議を進めてまいります。ご意見のある方、今回は項目ごとに出していただきました。内容がどうということなのか、イメージとしてはどういうことを考えておるのか、その辺のご意見をお出しいただければと思います。

それでは、意見のある方は発言をお願いいたします。

(発言する人無し)

○委員長(小坂徳蔵君) なかなか発言が進まないようですので、私がちょっと申し上げます。

例えばですね、この議会基本条例の位置付けが8項目あって、最高規範性、あるいは前文そして目的、基本理念、基本方針、議会の活動原則と役割、議員の活動原則、見直し手続と評価制度、ということでございます。

その中で前文の関係なのですが、ここの前文の中に、この議会の基本条例は最高規範として位置付けるということが一つは必要なのかなと私は思います。その中にまた議論されるのの一つ申し上げておきたいのですが、この前文の中に、なぜ我々が議会基本条例を制定したのか。やはりその目的ですね、できればこの加須市らしさをそこにやはり明記していくということが大事なんじゃないのかなと。これは前文ですのですね。何のために我々がこの基本条例を制定したのかという点では、これまでこの委員会ですべて議論してきましたように、私は3つあると思うのですね、この目的は。一つは市民との連携と協働の推進だと。それから二つ目には、政策立案機能の強化だと。それから三つ目は、議員の本来の任務である行政のチェック機能の強化だと。こういうことを目的に我々はこの基本条例を制定したというところが前文に網羅されればいいのかというふうに思います。

それと加須市らしさを明記するということが、加須市の置かれているこの歴史的な経緯、また自然環境等もあります。そういうことから考えますと、何といてもこの加須市の置かれているこの位置というのは、この広い関東平野のちょうど中心に位置すると。関東ど真ん中サミットもできているわけでありますので、そういう位置付け。

あるいは、何と言っても加須市の米の収穫量が、県内の市町村の中でも特段に多いと。もうダブルスコアで2位を離しているというところでありますので、まあ埼玉一の米どころというようなところがこの中に入っていけば、加須市らしさが出てくるのではないのかなと思うわけでございます。ただこれは皆さんからいろいろご意見を出していただいて、ちょっと

豊かにしていけばいいんじゃないかなと、私が申し上げるということです。では新井委員。

○3番（新井好一君） 今、委員長の方で述べられた点については、私も基本的にはそのような内容でいいのかなというふうに思います。

最高規範性というのは、憲法があって自治法があって、その自治法の下で加須市議会がどのような役割を担うのかということで、今日の自治制度の中で市議会が問われている役割をきちんとそこで位置付けるということが必要なもので、そういう位置付けがきちんとされるということと、やはり加須市は合併してもう丸7年を迎えているわけですから、この加須市の現状については、今言ったように関東ど真ん中の中で県境地域にある地域の中で合併が一定の水準に達してきているわけですから、それを踏まえたまちづくりの課題を明確にしながらか、加須市としての規範性の中にそれを特徴づけるということが踏まえられれば、前文の中にそれが明記されれば、基本的な項目がそれぞれありますけれども、この項目に準じた内容をさらに深めるという内容になるので、そういうことでいいのかなというふうに私は感じております。

○委員長（小坂徳蔵君） 今前文のことで話したのですが、議論のきっかけになるように私がつまみ前文を言ったものでありまして、そのほか全体で8項目前回皆さんから出していたいただきましたので、その中で、もしいろいろございましたら、意見を出していただきたいと思っております。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 今回、前回出されたものをこういう形で柱ごとにまとめられて、大変わかりやすくなっているかと思っております。それで最初の基本条例の位置付けなのですからけれども、ここで前文のところに最高規範性というお話がありました。

これから私たちが作ろうとしている条例は、この加須市議会のマニフェストだと思っております。市民に対して私たちはこのような形でやって行きますということを示すものだと思っております。当然そこには条例制定の前文の中には、条例制定の背景、そして必要性、さらに目指す方向性を規定するということと、加須市らしさ、いろいろ全国でも基本条例ができていますけれども、共通する部分とそれから個性を発揮する部分といろいろあるかと思うのですが、やはりその前文の中に加須市らしさを出していくということは、とても私たちにとっても大事なことだと思っておりますし、それから一番最後に出てあります見直し手続きと評価制度、これも作ったからそれで終わりではなくて、常にこの条例を進化させていくと

いうことでは、大事な手続きだと思っております。

またその間の目的、基本理念、基本方針などがありましたけれども、やはり3点のことが大事かなと思っております。市民との連携・協働、それから政策立案機能の強化、行政のチェック機能の強化、こういったことがここに盛り込まれるべきと思っております。また気が付いたことがあったら発言します。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかにございませんでしょうか、もしあればどうぞ。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 前文の中で加須市らしさということは当然なのですが、6年前に1市3町で合併したその辺の経緯とか加須市の歴史ですか、名所旧跡とかその辺もこの中に若干何らかの形で入ったらいいのかなという感じもしているのですけどね。

○委員長（小坂徳蔵君） まあ要するに一言でいえば、加須市らしさということを入れた方がいいということなのかなと思います。もしほかにあればお出しいただきたいと思います。

○7番（佐伯由恵君） 委員長、はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） すみません、補足をさせてください。私たち議会改革に取り組む中でまずはこの基本条例を作ろうという今取り組みをしているわけなのですが、その議会改革の目的は一体何かということ、きちっと押さえておかなければいけないかと思います。それは議会改革が目的ではなくて、新たな議会運営を通して住民の福祉の向上、それから住民自治の推進をしていくと、そこを忘れずにと思っております。そこを条例の目的等に入れていくことが大事だと思いますし、憲法が定める地方自治の本旨の実現をするために、この二代表制の下で議会が果たす役割、ここも明記していくことが大事だと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。そのほかあればどうぞお願いします。小勝委員。

○5番（小勝裕真君） 今いろいろ意見がありましたけれども、基本条例を作るという部分では、先に進んでいるところが多いわけですが、この後出て来る例えば執行部との調整の話の中の一問一答については、ほとんどの議員が既にそうされていたりとかですね、要するに条例を作るということではやや遅れていますけれども、加須市らしい条例を作ることは当然必要ですし、さらには議会に諮り、あるいは議員の意識、そういったものをしっかり押さえるような、そういうものができればいいなと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） まだご意見ありますでしょうか。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 加須市らしさを入れるということは非常に重要というか、必要などころなのかなと思っております。もちろん市民との連携・協働とか政策立案、行政のチェック機能という部分も含めて、先ほど埼玉一の米どころという話もありました。また竹内議員の合併の話も出ましたけれども、北川辺には何があるとか、自然環境の部分も入って来るのかと思いますけれども、本当に珍しい前文になってしまうのかと思うのですけれども、加須市らしさという部分では4地域それぞれの特徴が入ってくると、またいいのかなというふうに感じます。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに意見があれば出してください。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 基本条例の位置付けというところで見直し手続きと評価制度ということで、ここが大事になるのかなというふうに思っております。先ほども言っていましたけれども議会改革をというところで毎年評価していくことは大事でありますので、この議会改革としての評価を毎年実施していくということと、事業ごとの評価というものも大事かなというふうに思っております。議会改革の評価というところでは、議員個人また議会全体としての評価というところも付け加えていただけないかなというふうに思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。では柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） ほとんど皆さんが話されたとおりにかなと思うのですね。こういった特別委員会が設置されて基本条例に向けて、皆さんの取り組みとかそういうものが今までにはない良いことかなと、今皆さんの話を聴いておりました。こういった前向きな姿勢でいつも言うのですが市民のためにどういうことができ、議員間のいろいろな話し合いとかそういうものがこれを通じてですね、できるような基本条例が出来ればいいのかとこんなふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 加須市らしさなのですけれども、加須市というこいのぼりなのですが、私合併前の加須市の男女共同参画基本条例を以前見たことがあるのですけれども、そこにこいのぼりのことが出て来るのですね、「青空悠々と泳ぐこいのぼり」を象徴して、男女共同参画の「澄み切った」とかいう内容になっているのですけれども、今老舗のお店も経営が破たんして追い込まれていますけれども、こいのぼりも一つの加須市らしさなのかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 加須市らしさというのは、それぞれいろいろ特徴があるのですけれども、一番の特徴は、やっぱり利根川の流れとともにこの地域の歴史というのはあるわけですから、それは欠かせないというふうに思っているのですね。

ですからそういうことについては、当然これは入っていくだろうというふうに思って議論を是非していただきたいということと、あと今日の進め方なのですけれども、それぞれ項目があるのですけれども、これはおおよそ今日のこれまで出たものを皆さんで議論していただいて、個々に検討するとなると時間が組まれているわけですよ、個々にやっていけば、個々に議論としてはそれ一回でやらなきゃならないようなことはたくさんあるわけですから。今日は大まかに分けた中で皆さんの意見を伺うという、そういう理解でいいのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 今のですね、新井委員の理解の仕方結構です。この間は一応骨子ということで項目を挙げていただきました。では実際どういうことなのかなということとは別に問いませんでした。とりあえず、まずは基本条例に盛り込む項目について一つ出させていただきました。

我々は今後ですね、今度は条例の要綱、それから素案ということで進んでいきます。ということになりますと、実際条例の中に盛り込むべきか否かということも判断していかなければなりません。それは当然骨子の中で、まずは一つ考えていかなければならないわけです。例えばここに最高規範性とあるが、これはどう占めるのだと。前文というけれど一体何を入れるのだということにこれは当然なってきますので、そこはやはり議論が必要だと。そういうことで今日は協議を進めております。ですから今日で基本条例の位置付けについては意見が出たからこれでおしまいということにはしておりません。ですからまた次回、今日の議論を踏まえて皆さんが考えていただいて、出していただければそこにまた付け加えていくと、いうことに考えております。

ですからとりあえず、まずは一通り今日は議論をして、皆さんから話を出していただいて、次に繋げて行きたいと思っております。ですから今日結論を出すということはいたしません。引き続き骨子案については協議を進めて行きます。この間は繰り返しになりますが、項目だけ出していただきました。整理が必要なところもございます。皆さんの手元には一応6項目の区分で資料でお渡ししているところがございますけれども、それだけではまだ対処についてということだけですので、内容について皆さん一つイメージを出していただきたいということでございます。

今基本条例の位置付けに関しましては、この最高規範性については今までの議論をまとめますと、これは前文に置けると。前文には条例制定の一つ、目的、これを明記していくと。それは先程私3つの点を言いましたが、まずこれが入っていくだろうと。それから加須市らしさを明記していくということを今言われました。その中では関東平野の中心であるとかです、埼玉一の米どころとか、そういうことがあると思います。これについては皆さんでいろいろ議論していただいて、考えてきていただいて、それで豊かにしていきたいと思っております。

この目的の関係ですが、これは市民の福祉の増進であるとか、或いは地方自治の発展であるとか、そういうことを入れた方がいいのではないかという意見が出されました。それから見直し手続きと評価制度の関係については、条例を進化させる意味でこれは必要なのだと、さらに毎年度、事業毎に評価することが大事だという意見が出されました。これが今日のこの区分の議論の到達かなと思っております。

それからこの中でもう一つ申し上げたいのですが、我々は4年ごとに改選がございます。それで新しい議員の方も出てまいります。我々は4年経つと最初の基本条例は何だったのかとそういうふうにもなりかねません。ですから改選後にこの基本条例の研修の義務付けを規定していくということが私は大事かなと思います。これは見直し手続きと評価制度の後にこの基本条例の研修の義務付け、改選ごとにですね、それで一つお互いに、加須市の我々今まで培ってきた議員活動、議会活動の到達を議員全員が共通認識として活動していくということが大事なのではないかということで、これは是非必要だなと私は思っております。最高規範性ですから、最高規範性の条例を我々が改選ごとに学んでいくということは当然のことでありまして、それを付け加える必要があるのかなと思います。今日の到達は今私が申し上げた内容かなと思います。

次に執行部との調整事項の関係なのですが、これを議題といたします。これは7項目ございまして、いろいろ皆さんから出された意見について、ここに項目について出しました。議論を進めて行くために私の方で問題提起をしておきたいと思うのですが、一般質問における一問一答方式は、最初も委員の方から話がありましたが、これはもう既に実施していることでしてね、改めて執行部との協議、一般質問を一問一答方式でやるよと調整することも、もうないのかなと思います。ですからこれは除いてもいいのではないかと思っております。

それから議決事件の追加等があります。これについては参考のために、皆さん資料6をご覧ください。これは市議会の権限として議決権の議決事項が、最も議会としては役割が重い、

これが団体意思、或いはその機関意思を決定していくということになるわけでありまして。この議決事項については、地方自治法の第96条に第1項でこれは制限列举されています。第1項の1号から15号まであるのですが、条例を設け改廃すること、或いは予算を定めること、決算を認定すること、地方税の賦課徴収、または分担金・使用料・加入金、手数料の徴収に関する事、それから契約の締結、市議会の場合には1億5千万円以上の金額については議会の議決を得るということになっております。それから財産の交換、出資の目的、或いは譲渡、貸し付け、或いは不動産の信託、財産の取得または処分ですね、これは場合によっては3月議会、予算議会に例の病院誘致の取得ということがまた議会の議決事項として出て来るかもしれません。それから権利の放棄、或いは公共施設の独占的な利用とかですね、或いは訴えの提起であるとか或いは和解の議決、それから損害賠償、これは議会ごとに専決処分というのが出てまいりますけれども、これも議会の議決事項だということでございます。それから公共的団体等の活動の総合調整の関係、それから議会の権限に属する事項という全部で15項目あります。

これは地方自治法で決められておりますが、地方分権一括法で96条の第2項に「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」と、要するに条例で定めれば議会での議決事項を拡大することができるということになっているのです。これは要するに自己責任、自己決定のもので地方自治の権限拡大ということになっているわけでありまして。これを見ますと今までは加須市議会の中で、9月の第3回定例会でしたか、例の総合振興計画基本構想の改訂等があったのですが、これは別に議決事項には入っておりません。或いは確か合併して間もなく、平和都市宣言を行いました、あれも議会の議決をしましたが、そういうことも議決事項に入っておりません。ですからこれを地方自治法の第96条第2項に基づいて明確にしていくと、議会の権限をより強くしていくということが課題となってまいります。それはこの間そういう話が出まして、そこに載せてありまして、どこまでやるのかですね。

それから閉会中の文書による質問を議員個々にするのか、または委員会とするのか、どうするのかという範囲の問題がございます。それから反問権がございますが、反問権についてはどこまで認めるのか。反論も認めるのかと、こういうことになってくるのですけれども、その辺をどこまでだということを書いていただかないと、反論もあれなのかなと。逆に協議したら、いや反論を認めてくれということにもなりかねませんので、この辺はどこまでするのか、どういうことにするのかを議論していただかなければなりません。

それから議会日程の年間計画化ということなのですが、これはそういう話もありまして、議長の配慮で今回は、いち早く予算議会の日程等を皆さんのところへ配付しているという、これも特別委員会で議論してきた経過の中で改革がなされてきているということがいえるかと思います。それから議会審議における論点情報の形成、政策情報の提示ですけれど、どういところを求めていくのかということが、具体的なことが必要なのかなと思っております。

それと議決事件の追加なのですが、これは皆さん、今の考え等でどの辺まで考えていくのか、もしお考えがあれば意見を出していただきたいと思っております。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 地方自治法上は96条の1項で15項目まで、3項目は議会の極めて重要な事項ということになるわけですが、2項がこれは議会として執行部も含めて政策上極めて重要な政策であるという認識のもとに、双方が一致して議決事項にするということですから、現在加須市であるものは総合振興計画ですとか、それから平和都市宣言ですとか、そのほかどういうものがあるかはちょっと列記しなければいけないのですが、それらについて具体的にすることは必要なのだと思うのですね。

ただそれ以外にどの辺が拡大できるかというのは、これこそ執行部との力関係も含めてあるわけで、むやみにそこはなかなかできないということなのだと思うのですね。これは執行部側でやらなくてもいいということを考えれば、そういうことを言うかわからないですし、それはお互いの話し合いの中で実現されるということなのだと思うのですね。ですから現状の中で宣言ないしは議決事項になっていることについて、明確にうたうということはいいいのではないかというふうに思ってますよね。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかにご意見があれば。

○7番（佐伯由恵君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 委員長が冒頭に、今後執行部との協議に入ることをおっしゃっていました。この執行部との調整事項がそういった内容になってくるのだと受け止めているのですが、だからより具体的にしておかないと執行部との調整が厳しいというのがわかります。特に資料5の3つ目の11番の議決事件の追加等なのですが、これにはしっかりと総合計画を議会の議決事件として、条例の中に規定するということが必要だと思っております。総合計画は加須市政の軸、基本となるもので、そこに議会として議決する責任を持つと

ということが必要だと思いますし、それイコール、先ほど述べたのですけれども、住民福祉の向上に繋がる部分ですから、そこをしっかりと議会の議決事項として、条例で規定するというをお願いしたいと思います。

それから閉会中の文書による質問なのですけれども、定例議会が年に4回ありますけれども、議会はその定例議会だけではなくて、やはり閉会中でも必要に応じて文書による質問ができるようにすることは大事だと思っています。先ほどの議決事件の追加でさらに何があるかというところなのですけれども、ちょっとそこはもう一度皆さんと点検する必要があるのかなというふうに思っています。

それから反問権なのですけれども、制定したところでは質問の内容を聞くという質問で留めているところもあるし、いやそれは違うのではないですかというふうに意見の協議をするというふうなところまでなっているところもあるのですけれども、私は議会は言論の府、または議員の政策立案機能を高めていく、議会を高めていく、議員もその力を養っていくという点でも、ある程度反問するようなところも含めていいのではないかなというふうに思っています。そこはまた深めていければいいと思います。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 基本的にはやはり反問権を、議会という形をみると議員が様々な形で執行部に対して一般質問したり、様々な意見を、或いは質疑で述べるわけですが、それに対してなかなか、これは回答しようとするれば執行部が本当に誠意をもって回答するということになれば、執行部が様々な調査、研究をして執行部は圧倒的にできるわけですよ、圧倒的に。

そういう意味では議員の方が調査活動ですとか、根拠を調べたりとか、そういうことについては事務局があっても弱いわけですから、議員が言うという形で、なかなかそれに対して、執行部の側から反論するということはなかなか無いのですけれども、論議を深めるためには一定の反論も必要になるのかなというふうに、私も思うのでその辺がどういう形で制限するのか、制限しながら反問権を認めるかという議論になるのかなという感じがするので、他の議会の反問権というのは、委員長なり委員会の許可を得て反問権というのを認めるというのが条例の中身の中には入っている。ですから、その辺をそういうふうに入れるのか、一般的に反問権を認める形にするのかというのは、もう少し議論が必要なことなのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 反問権の事ですけども、これまでもこの議会改革検討委員会で視察したり、また、議会運営委員会の方でもそういったところを視察してきました。

反問権とついているんですけども、だいたいのところは反問権はあるけれども、議員の質問に対する確認をするための反問権という形で使っているというふうなものが多かったんですね。

逆にそれをもっと違うじゃないかという反問を認めてしまうと、こちら側も執行部に通告していなかったけれども、聞くよというふうになってきて、どうなのかなという部分もあるので、今まできちんと通告したことを聞いて議員はやってきていますので、執行部が反問権を認めるということで、そういう厳しい反問はないと思いますけれども、これはつくることは絶対必要だと思いますけれども。おそらく、つくったとしても確認、議員が言っている事はこういうことなんですか、という確認をするくらいなのかなというふうに思っていますので、突っ込んだ反問、いや、そうではないだろうということは執行部はないのではないかと思いますので、大方、ほかのところを見ても確認をするというところが多かったので、そういったところにもっていったらもらえるような調整をしていただくといいのかな。それを認めてしまうと議員もまた逆に反問じゃないですけども、通告外のことを言う人はいたりしますので、その辺をきちんとした方がいいと思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 反問権についてですね、これは議員側と執行部側ってということで、これがあることによって議員もより一般質問等の時に、自分の質問に対して責任を持つとか、また、緊張感も出るとか、これあくまでも執行部との話し合いのなかで決める、執行部の意見も重要だと思うんです。それで、議会改革を先にやっていたところの視察等で状況を聞いてみますと、設けたけれどそんなにないよ、ということで。あとですね、加須市議会の場合は非常に事前の自分の質問に対する執行部との調整をかなり密にやっているんで、その辺も考慮する必要があると思っています。こんなに細かく一般質問の前に調整をするところは、加須市はその点に関しては、かなり執行部も比較的緊張感が無いのかなという、これ申し訳ないですけども、あれだけ調整すれば質問を答える方は非常に楽なのかなという気がしないわけでもない。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 私はそのことではなく、反問権ではなくて別の話です。11番の第96条第2項ということで、加須市平和都市宣言とか、先程出ました加須市で決めていく、

そのことについて、これは県単位でいうと全国的には、うどんのうどん県だとか、高知県の高知家だとかいろいろ話題になりました。加須市そのものをもっと全国に知らしめるためのアイデアを出すのがいいのかなということ、ここでちょっと耳に入っていることですが、埼玉県の方では、農林水産省からの補助金で県が加須市に対してトマトの生育とか売り出しとかに関するものを久喜の農林技術研究センター久喜試験場に委託してうんぬんという話があります。

それを知事はイオンに振っちゃったということ、そしたら県の地元の県議さんからの反論が出まして、それは加須市に振ってくれと。これは詳しいことはまだ調べていないからよく分かりませんが、5年以内に県の方で調整してイオンに振ったものを、これはまだ本場に情報があまり定かではないんですけども、農林技術研究センター久喜試験場に全部振っちゃって今ビニールハウスがとにかく出来ていると、何ヘクタールだか知りません。後で見に行ってみますという話になっていますけれども、道を通っただけではビニールハウスが見えないですけども、空から見れば見えるであろうという話で、そうするとそのことをトマトの育成が成功したら5年以内に加須市にそれを戻してくれとか、返還してくれとか、その辺も新しい情報なのではっきり分かりませんが、そうした場合に加須では、平井議員がここに傍聴者としていますが、他にもトマトで随分やっている北川辺の特にありませんね。トマトはトマトとして、イチジク、イチゴそれからホンモロコもやっていますね。こいのぼりは食べ物ではありませんけれどもそういうことで、それらを表面に出した、こいのぼり市とかトマト市とかね。フルーツ市とか、そういう条例も出せば加須市が全国に知れ渡る機会になるかなと。

そのトマトの話ですけども水耕栽培にするのか、地面から上がらせる栽培にするのか、その研究をさせて、これが成功したあかつきには地元に来るという話だと思いますけれど、これは農林水産省の方から補助金でやるそうです。これははっきりしていません。もう少し調べないと分からないことですが、そういう、フルーツ市、こいのぼり市そんなような条例を入れてもいいのかなと。これは私の意見ではありますが、話し合う価値もあるのではないかなということだと思っています。香川県のうどん県、加須市はうどん市と言うまでにはちょっと弱いと思いますけれども、それらも11番の第96条第2項にいかがなものかなというこれは、私の意見として。

それから、議会日程の年間計画化というのがありますけれども、これは、今どこの市町村でも年4回と、県でも決められているのが常識のようだと思いますけれども、これを年間平

均化するとか、そういう話に持っていける話ではないということですね、1年を通じて年間議会…。

○委員長（小坂徳蔵君） 今ですね、話を整理したいのですが、今は地方自治法が変わって、かつては年4回ということで決まっていたのですが、今は条例によって、通年議会、通年会期はできるということなんですけれども、ここで言っている年間計画化というのは、例えば3月議会をいつから招集するのか、それから6月議会はいつ招集するのか、9月、12月はどうする、年間いつどうするのかそこを決めてくれと言うのが趣旨で、これは、森本委員から意見が出たのですが、通年議会だとか通年会期だとかは念頭にはありません。

○10番（酒巻ふみ君） 分かりました。そういうことにもっていこうという意味の話ではない。分かりました。私、意見はそれだけです。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○5番（小勝裕真君） 執行部との調整ということで、どういうことを調整しようかということと打ち合わせしていると思うんですけれども、反問権の関係につきましては、今もいくつか意見が出ましたけれども、議会運営委員会等で視察に行かせていただきましたが、この反問権を入れることとなると議員側が大変だということで、反対だという意見が出たというところもありましたが、それは乗り越えて反問権を入れたという話だと思うんですけれども、委員長が言ったようにさらに反論権まで入れたところもあるという、反論権までとなりますいろいろな執行部との関係もぎくしゃくといいですかあると思いますから、反問権は私は少なくとも必要だと思っています。議員側がしっかり自分で勉強をして自分の考えを正しく言う、今まで言いつばなしみたいな話になっている部分もなきにしもあらずという、可能性という意味でありますから、反問権は必要かなと私は思っています。

それから、議決事件の関係につきましては、総合振興計画ですとか、今言った宣言ですとか、本来執行部の方で出来るんでしょうけれども、議会でも決定をしたというこれが市民に広く伝わるという部分では、執行部側にとってもいいことはあるのかなと思いますから、これはお互いにどの範囲ということで調整が必要だと思います。

それから、閉会中の部分につきましては、執行部の協力が無ければできません。個人ということだと大変ですから、個人ではなくてと言う方がよろしいのではないのかなと。それと、年間計画化につきましては、早速、通知が来まして、いつが開会予定だと、これは素晴らしいことだなと。進んでいるなど。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 反問権につきましては、私も大内委員と同じようにやはり調整がかなり綿密にされますので、ある程度、質問に対する問い合わせ、質問という形に留めておく方がいいのかなという思いはあります。

それから、議会日程の年間計画化、森本委員からということですがけれども、やはり、ある程度もちろん議会優先、議会の日程優先というのは重々承知しているのですけれども、それぞれに予定がありますから、ある程度事前に出していただくのが、一番自分の中でロスの無い計画が出来るのかなという思いはありますので、この件はやっていただけると、と思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 議決事件の追加ということで、第96条第2項これに関しては皆さんの意見と私も同じような意見です。ただ、ある程度含みを持たせておかないと条例の中にならなければいいのかということで、執行部の方で勝手に判断して出してこないということが心配される、危惧される、ですから、ある程度含みを持たせて、もちろん条例の中で議論して、これとこれはぜひということを出して、その他にも含みを持たせていただかないともれる心配もあるのではないかと、その辺を考えてもらえます。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。森本委員。

○9番（森本寿子君） 15番の政策情報の提示というところで、大変やっていただけると、議会側としても確かに審議する場が各党派であったり、また、こういった議員全体での議論も深まるかなというふうに思いますので、しっかりやっていただけるように執行部の方と調整していただければと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに…。では、だいたい意見が出てきたのですが、まず10番の一般質問における一問一答方式、これは無くてもいいのかなと、もうすでにやっていることですので、これは、削除します。

それから、議決事件の追加等の関係ですが、これは地方自治法の第96条第2項関連なんですけど、先程出された意見を主にいたしますと、総合振興計画、これは議決が必要だと、それから都市宣言も必要だと、ただその他になるとまだはっきりしていませんので、市民にとって最重要事項、それは議決要件だということがあると思います。それはまた、これから皆さんで、ご検討いただいて出していただきたいと思います。

○3番（新井好一君） ですからそれは、条例を設定する過程でその含みを持たせる条項が入ればいいんだと思うんです。そういうことが可能であるようなことが、具体的な検討は今あ

るもので、やっているものについては、それは入れるという方向でぜひ皆さんが一致していただいて、今後、可能性があるものが出てくることもあると思うんです。その場合には、協議して決められるような条項がどこかに入っていれば、いいんだと思うんです。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。全国のいろいろ議会基本条例を見てみますと、その中には、介護保険の事業計画を議会の議決事項にしたり、いろいろなことがあるんです、加須市でそれをやるということではないですよ。要するにいろんなことを議決事項の中に入れている。これは要するに第96条第2項観点でそういうことで、多分その議会でいろいろ考えておやりになったんだと思うんです。ですから、これはさっき言ったようにこれからまた議論していきますけれども、市民にとって重要事項は議決だということも含めながら考えていくということなのかなと思います。

それから、閉会中の文書質問の関係については、個人ではないと、といたしますと委員会かなとそこが対象になるのかなということになってくるのではないのでしょうか。それから、反問権の内容なのですが、これは非常に大事な問題です。われわれが多分皆さん私も含めて大橋市長を念頭に考えていると思うんです。でも、大橋市長がずっとやっているわけではないですから、市長さん代わりますから、いろいろな性格の人が人柄の人がきますから、そうしたら、議会も反問権あるんじゃないかというので、その都度、反問権で質問終わっちゃったと、条例をつくれれば一人歩きしていきますので、そのところをより整理していかないと、大橋市長みたいな人だけが加須市長になるわけじゃない。ということを念頭において、ここはシビアにやった方が、後でこんなはずじゃなかったのに、もう一度見直したということにならないようにしていく必要があるのかなと思います。先ほどの意見を聞きますと、質問や質疑の内容の確認だと、そこに留めて欲しいと。反論権はいかがなものかということかなと思っております。

議会日程の年間計画化は先ほどお話がありましたので、分かりました。

後は、議会審議における論点情報の形成、政策情報の提示なんですが、論点情報って何の論点なのか、政策情報って何なんだということ、もう少し具体的に議論していただかないと、これは、執行部と調整のしようがないということだと思うんです。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 多分これは、例えば今、病院問題で何かと審議が進んでいますけれども、その中に論点が明確化できるわけですから、そういう情報を大事な情報なので、執行部が逐次提供するという意味においては、執行部も頑張ってお出していると思うんで、そういう

ところをできるだけ、ほかの分野でも要求するということになるんじゃないかと思う。もし、議会在そういうことを求めるということであれば逐次、そのことを明確にどこかにしておくということになるのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） そのためには、一定のこの範囲だと、ここなんだということが、具体的な問題提起が必要になるということです。今日、出していただくことではないので、後でまたよくご検討いただいて、この辺ということで出していただければいいことです。だんだん中身が濃くなってまいりました。前回の骨子の項目だけだったのですが、相当、一歩中に踏み込んだ意見になって、だんだんイメージができたかなと思います。

一時間以上経過いたしましたので休憩をしたいと思います。11時から再開したいと思います。



◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時50分

開議 午前 11時00分



◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） あらかじめ申し上げておきますけれども、熱心に真剣にご協議いただいております。今終わったのは全体で大きく6項目に区分しているのですが、今まで2つの区分について協議を進めてまいりました。まだ、4項目残っておるのですが、今日全て決

めるということでは、冒頭申し上げましたとおり、そういうことにはしません。審議の状況を見まして今日協議できないものについては、次回に先送りしていきたいというふうに思います。従いまして、委員会としては、午前中に終わっていきたくて思っております。引き続き皆さん方の真剣なご議論をお願いいたします。

次に第3の市民との連携・協働の推進の項目についての協議をお願いいたします。7項目ございます。あらかじめ申し上げておきたいのですが、ここで17番に広聴広報（活動）の充実があります。この中に裏面の47番にありますけれども、一番最後に加須市議会だより発行規程関連がありますけれども、これはこの中に入るのかなと、17番の広聴広報（活動）の充実の中に加須市議会だより発行規程も入るのかなと思いますので、そのように考えておいてください。

○10番（酒巻ふみ君） 消していいんですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 47番の加須市議会だより発行規程関連は削除してください。広聴広報（活動）の充実の中で加須市議会だより発行規程関連は、ここで議論をしていくということが必要になると思いますので。従いまして、ここにあります加須市議会だより発行規程関連はそれを17番の方に組み込むということになります。

議論のきっかけとするために、議会報告会とあるんですけどもこれは皆さんどんなイメージで考えておられるのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 個人的なことを申し上げますと私自身は個人的にやっていますから、自分だけの考えですと皆さんも個人的にやっているのかな、という考えしかありませんけれど。でも、ここに出ているということは、これを皆さんでやっという話でしたよね。市議会だね。それはそれでいいのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 今まで視察をしてきた中でも、各地域の、加須市だったら加須市内の中でいくつかの会場を設けて議員が手分けをして、行ってというところが多かったのかなと思うんです。中でも自分の担当地域外があるというところが多かったのかなと思ったんですけども、イメージとしては、意見報告という形で場所によっては委員長が報告をするというところもあったんですけども。それを委員長だけでという大変だと思いますので、全議員が分担されて報告をしていくということをイメージしているんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかにイメージはありますか。新井委員。

○3番（新井好一君） 基本的なイメージはそれですけれども、問題点は結局議会で決まったことを報告するわけです。そうすると、決まったことに対して意見が若干違うというようなことについても、そこでどのような形で発言ができるのか。そういう問題が当然残るんです。ですから、市民の側にとってみれば議決事項をただ報告されても審議の過程が、皆さんにとっては興味があるというようなことがあります。

ですから、それは報告、いろんな視察で聞いても意外とその報告会の方は最初は結構人数が集まるけれども、回を重ねるに従って、固定化してしまうということがあって、その後の意見交換会だとか各種団体との意見交換会、市民相談会だとか、要するに広聴活動の方を重視するような意味でそちらの方をかなりウエイトを置くんだというのが、この間いくつか視察に行ったところの議会の大方の意見だったのかなという印象を持つので、これは報告会は報告会でやらなければなりませんけれども、広聴を結構やっぱり大事にするという、重点をそちらにも置いてやるということで、両方うまく組み合わせないとならないというイメージを持っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 19番と20番は一緒にして2つくらいの項目にできませんか。

○委員長（小坂徳蔵君） 19番と20番は同じように見えるんですけれども全く違うんです。

これは、議会報告会、意見交換会、各種団体との意見交換会というのは議員が実際に出掛けて市民とのコミュニケーションを行っていく、こちらの意見提案手続。パブリックコメントというのは、市民に議会で行うことに対して意見を言ってもらって、それを基にしてまた見直していくということなんです。パブリックコメントというこれは制度となっていますので、そういう意味なんです。

それから、例えば、意見提案手続というのは、これはどういうことかという議会の中では、例えば議会モニター制度というのを作っているんです。これは議会モニターの人を何人か組織しまして、その人達からいろいろ議会改革だとか議会運営について、いろいろ提案してもらってそれを活かしていくということなんです。これは、自治法上、地方分権一括法で出来るようになっているんです、そういうようなこと、これが意見提案手続だとかというようになってくる。具体的に言えばですね、こういうことになってくると思うんですがそういうようなイメージです。ですから、全く違います。

○10番（酒巻ふみ君） 分かりました。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 議会報告会に対するイメージというのは、決まった事を報告する各地域地域で。やはり先ほどおっしゃったように参加者の方は少なくなっていくのかなというのはあるけれど、どこか研修したところでは、何か有事の際にそういう項目を作っておくことが、必要だとおっしゃったような記憶もしておりますので、そういう形で報告会というのは必要なのかなという思いがあります。

それから、今、この中で市民の方から意見を聞くという形になっていて、ここのところから議員同士で議論して、どうやってそれを政策提案に結び付けていくのか、その手続きとかその流れをつくっていくことそちらの方もこの中できつと、それが次の項目との関連になるんだと思うのですが、そういう形で流れをつくっていくことが必要なかなと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 市議会だよりということで、ここに出ているのですけれども、広報広聴ということで視察等に行きますと、広報も大事だけれどこれからは広聴、特にその中で、議会報告会ということで今出ているのですけれど、たぶんかなり人を集めるのが大変だと思うわけなんですけれど、議会改革ですから、議員全員で手分けしてやるのが先ず必要じゃないかと思います。

この後に意見交換とか、各種団体との意見交換が出てくるんですが、この意見交換がこれから大切になってくると思っています。私どもがいろいろな会合へ行った時、セレモニーの前に話をするのですが、その後、例えば宴会に移って相当いろいろなことをやっぱり聞いてくるんですね、本音で、あればどうなっているのか、これはどうなんだとか、意見を言ってくるんですよ。確かに。そのへんを考えると、市民は報告も大事だけれど、自分たちの意見を聴いてくれよ、今どうなっているんだという、その辺の情報が不足しているのかと思っています。

議会だよりも出ているが非常に形式的ですね。一般質問も個々に出していれば別に構わないのですけれど、どういう議員さんが一般質問をしていて、内容だって本当の数パーセントぐらいのことしかないんで、それに関しても前に一度、議会だよりのページ数をあと2ページ増やしていただければ、もうちょっと一般質問を報告するのに良いのではないかとということで、私が委員長の最初の年なんですけれど、一応ページ数の増加ということで提案したんですけれど、予算を伴うものなのでこれは却下されたわけなんですけれど、このへんも議会改革なので、ぜひくみ取っていただければと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にあれば。19番の議会報告会、意見交換会、各種団体等の意見交換会ですが、議会報告会の次の意見交換会は削除しても良いのではないですか。意見交換会に各団体等を入れておきますか。それで同じことですので、各団体等にして、最初の意見交換会は削除しますので。

議会報告会を考える場合、我々が考えなくておこなうてはいけないのは、ほかの市がやっ
ていてどうなのか、だんだん人が集まって来なくなってくるという悩みもいろいろ話されて
おりましたけれど、ただ加須市の場合、例の市政についての話し合いがあります。これは小
小学校区を単位として、加須市政の中では約40年の歴史をもっております。もう定着してい
ます。ここで、各市民から出された意見は、市長の指示で対応されていくということです。
そういう中で、議会報告会をどういう形でやるのか考えないと、これはもうあまりにも格段
の格差が出来てしまいます。市政についての話し合いで市長に言えば翌日にできた。議会に
言ってもなんか良く分からない。そういうところを一つ考える必要があります。

よその市で、市政についての話し合いをそこまで細かくやっているかを私は調べていない
のでわかりませんが、加須市では40年近く各小学校区でやっています。一時、中学校単位
でやったことがあります。そうしたら市民各層からブーイングがおきて、もう1年くらい
で元に戻した経過があるんですね。それだけ市政についての話し合いが根づいています。市
政についての話し合いで言わなくてはと準備している、議会の一般質問の準備じゃないけれ
ど、そういう人もおられる。それだけ根づいています。

議会報告会を考える場合には、そこを我々は念頭に置いてほかの市と違う、そこを良く踏
まえた上で我々は考えていくことが大事だと思います。

○5番（小勝裕真君） 広報、広くお知らせすることが大事ですし、広く聴くという、昔は広
報広聴、昔はそういう時代だったと思います。今は広聴広報なんだということであると勉強
させていただきました。

議会報告会は、先進的にやっている所の話聞きますと、回を重ねるごとにだんだん人数
が少なくなるというような話もあった。ただし、所沢市のように若い人との意見交換とか、
委員会が主体となってそういった会合を持っているという取組事例もありました。22番に
ある市民参加なり、あるいは市民との連携をどのようにやっていくか、ここが一番大事なこ
とであると思いますので、いろいろな意見をくむ必要があると思っています。

自由討議なので意見をいいですか。竹内委員から市議会だよりの増ページの話があったの
ですけれども、実は私がおの会の委員長のときに県内の議会だよりを調べさせてもらったら、

20ページのところが1市あったのですが、加須市は16ページ、まさに多いページを持っていますので、一般質問の話もあるかもしれませんが、自分でお知らせすれば良いことだと思いますから、お金をかけない議会改革というか、必要なものを必要な所にかけることが大事なことだと思いますので、今のままの議会だよりのページで良いかと私はそう思っています。

○9番（森本寿子君） 先ほど、各種団体等の意見交換会ということで、集まる方も決まり始めてきているということで、年代別とか、若い人にここに住んでもらいたいということで、先ほど小勝委員さんからもありましたが、若い方を中心とか、年齢層別に意見交換ということも大事なのかなあと、各種団体等ということで、その中に年齢層を分けてやっていただくことを付け加えていただければと思っています。

○3番（新井好一君） 22番ですけど、これもそれぞれが全部関係するんですけど、執行部の方では、平成23年に協働の条例を制定して、これは議会の議決の中でそのようにやったわけですけど、加須市の市民参加のあり様を規定した条例なわけですよ。他ですと自治基本条例ですとか、そういうことで市の特徴を市政運営の特徴みたいなものを表しているわけで、そこに市民参加あるいは市民自治そういうものをさらに拡大していこうということになるんだと思うのです。議会も住民から選ばれていることですから、議会もそれを促進させていくという役割はかなり重いんだと思います。

そういう点から考えて市民参加をさらに一步進める制度というのは、どういうものかについては、もう少し論議を深める必要があるのではないかなと思っています。モニター制度とか先進的に様々取り組んでいる所もありますけれど、そういう制度的なものを政策に結び付けられるもので、市民がそこに参加できるようなことを工夫する必要があるのかな。次に政策討論会というイメージがあるんですけど、一つの課題で市民参加を、市民の意見を求めるということになれば、一つの課題で討論会を設けるとかは十分あるわけですから、そういうことで市民参加を一步前進させることは重要なかなと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんでしょうか。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 先ず21番なんですが、請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用ということで、議会に請願が提出されて、紹介議員という形で説明を行っているのですが、さらにですね、こういったことを明記することによって、請願者、当事者が来て、議会で趣旨説明を行う、12月議会は建設関係の請願と農業関係の請願が出されたわけですが、当事者が直に来て、説明することは大事だと思っています。これも条例の中でしっかり明記する

ことが必要であると思います。

それから市民参加、市民との連携にかかわるかなと思うんですけど、いかに市民に対して市議会への連携協働を深めるかということなのですけど、具体的に大学生と議会との意見交換会、上の意見交換とちょっとだぶってくるんですけど、18歳選挙権をにらんで大学生との関係を連携という形で、そういったことも今後必要になるかなというふうに思っています。学校教育の中で主権者教育が大事だという話もあるんですが、議会として、市民の方々に加須市のことは市民の声で決めていくといった主権者教育を、若い大学生を通して養っていくというような議会としての取り組みも大事だと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございますか。柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 22番の市民参加及び市民の連携ということですね、市でも協働のまちづくりということでやっております。そしてまた、議会としても協働のまちづくりに対しての取り組みというか、そういうものを設けることも必要なかなと思います。

先ほど皆さんから話があったとおり、議会報告会とか各種団体等との意見交換会、特に各種団体等との意見交換会は、今までに無いことをやるわけですから、これは進んだ議会改革になると思います。先ほど委員長から、市政についての話し合いはもう40年以上続いているということで、そのへんを踏まえながらやらなくてはいけないのかな、議会報告会も先進地では最初集まるけれど、だんだん少なくなってくるという話も聞かされておりますので、このへんもしっかりと皆さんと協議した上かなと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 19番ですね、各種団体との意見交換を行うことは、もちろん大切なんですけど、例の選挙権が18歳ということで高校3年生までそういう意識が必要だということで、私は各種団体も当然なんですけれど、例えば平成国際大学の学生とか、加須市にある私立高校、県立高校の3年生を対象にして、我々議員とできたら意見交換をしてみたいなという気持ちもするんです。このへんもこの中にぜひ含めていただきたい。

もちろん無いからといってやっちはいけないことはないんですけど、特に地方議会を見ますと、議員のなり手がいないということですね。非常に大きな問題だと思うんですね。やっぱり若い時から地方自治とか政治に興味をもつていただくことは、これから私たちの政治活動の中でも非常に大切なことだと思っています。このへんも含みを持たせてほしいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 若者に対する議会の対応ということになるかなと思って聞いており

ました。他にありますか。大内委員。

○8番（大内清心君） 先ほどから議会報告会についての話がございました。各種団体等との意見交換会については幅広く様々な団体と行えるのかとっておりますので、しっかり入れていただいて、議会報告会は、やはり最初は来たけど、だんだん減ってきて無くしてしまったという所があったと思うのですね。何が原因なのかというと、ただの報告会なので決まったこと、こういう意見が出ましたと説明して終わってしまうので魅力がないのかなと思いますので、その中に議会報告会だけでなく、いろいろ出ている広聴という部分も含めて、報告が終わった後に、市民の方から逆に意見を伺うような方法をとっていければ、若干魅力が変わってくるのかなというふうに思ったので、ただの議会報告会としないで、もう少しネーミングを考えたそういった部分も一つの方法かなと思ったので、そのへんを議論していただければと思います。

それから市民相談会が入っているのですけれど、このへんはどういう形でもっていかれるのかちょっと確認したいのですけれど。

○委員長（小坂徳蔵君） そう聞かれると、私、市民相談会は別にこれは削除してもらっても良いのではないかと考えています。むしろ、意見交換会だとか議会報告会だとか、各種団体との意見交換会、先ほど若者、高校生、大学生との意見交換の話が出されましたけれど、そういう中であまり幅狭くしないでやったらどうかと思います。市民相談会そのものを個別に行うことは別に必要ないのではないかと考えています。議会報告会や各種団体等との意見交換会、政策研究会、そちらの方でおやりになった方が良いと考えております。大内委員がそれで良ければそれでいきたいと考えております。今、たまたま私振られたものですから、そういうふうに思います。

○8番（大内清心君） 個別に市民相談会を設けることになると、そういうものを含めて、そういう相談も受けながら、報告会なり交換会を行っていくととらえて良いわけですね。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員にもご了解いただきましたので、相談会も含めて各種団体等との意見交換会は進めていくということで対応していきたいと思います。

他にございますでしょうか。

無ければ、一応、今いろいろ話が出されました。特に広聴広報が大事だと、役割ですね、そういう位置付けが市議会に必要になってくるのでは、そんなふうに思います。

それから議会報告会、各種団体との意見交換会、これは若者や高校・大学生も含めて、市民相談を含めて、全体的な市議会と市民との意見交換会ということで双方向で進めていくこ

とだと思えます。

それから請願の関係なのですが、これは当事者による趣旨説明が必要ではないかという話です。

それから市民参加及び市民との連携、これは議論されてきたのは、最も大事なことだと思えます。議論が必要だと思えます。後はお金をかけないで議会改革を行っていく、そこが基本かなというような話が出されたと思えます。

それと私、大事なところで1点組み入れる必要があるのかなと思っていることがあります。それはですね、平成25年に障害者差別解消法が出来たんですね。これで、今、市の職員の対応要領もですね、市長はあまり慌てるなど、良く検討して作っていくんだということを議会で表明しています。ということは、執行部だけの話でなくて、議会としても障がい者の問題を取り上げていかなければならないと、これは市民の代表機関として、市議会が真っ先に私は取り上げていく問題なのではないかと思っています。

具体的にどうするのかというと、例えばの話ですけれど、傍聴席に車いすの傍聴が出来ないじゃないですか、例えば一つか二つですね、少なくとも車いす対応の傍聴席をつくるとか、最低限そのようなことは、市民の代表機関だからこそ、率先してやっていかなければいけない問題だと思えます。このへんはお金がかかることですが、ただお金がかかるからといってやらないというわけにいかない、市議会は議会改革でそこに光を当ててやっていく、そこが大事だと思っています。これは市長部局よりも率先して、市議会が取り組んでいく、これは市民の代表機関である以上、そこを第一に考えて取り上げていく必要があると思えます。これはこれからもずっと続いていく権利社会、必ず出てくる問題、加須市議会として真っ先に取り上げていく必要があると思えます。申し上げておきます。

○委員長（小坂徳蔵君） もう一つだけ進めてよろしいですか。これで今日の審議は終わりにしたいと思えます。

次は、4番の議員の政策立案機能の評価について議題といたします。これは、我々が市民福祉の増進を図るために、我々が研讃を積んで市民のために応えるということが全般的な内容になっているのですが、それぞれ専門的識見の活用の場合には自治法上こういうことがあると、そういうことも含めて記載をしております。

何かございますか。新井委員。

○3番（新井好一君） これも先ほどの市民との連携というところでの議論を少し含まれていたんですが、うちの議会の場合は委員会がですね、政策討論、政策立案、政策研究を深める

ような努力をこれからできるようにしていくのが一番の近道なのかなと思っているんですね。同時に、議会全体の主催ということでもって、当面の大きな政策課題についての勉強会をやるとか、そういうことが必要なんだと思うんで、そのへんはこれを明記してきちんとしていけばそういうことが、皆さんで協議しながら、これについてやろう、これについてやろうということがある程度可能になるかなと思いますよね。

次の25番の平成国際大学等々の地域の学校とか学識経験者との知見を活用するということについても、私もそのようなことについては大賛成でありまして、実際これから進めようと皆さんの意見の一致をみているのかなとこんなふうに思っています。

かつて、例えばうちの方でも合併以前の時にですね、自治基本条例をつくったんですね。その時、これは議会とそれから市民の側でまた違うのですが、市民は約1年半、議会はそれに対応して平成国際大学の教授に何回か来てもらってその推移の中で論点整理をしたという経過があるので、そういう意味では今回の議会基本条例についても平成国際大学との連携みたいなものは必要なかなと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 今、新井委員がおっしゃっていたとおり、平成国際大学法学部だと思うのですが、特に執行部の方は、相当平成国際大学が地元に来た時からいろんな面で連携しているんですね。ただ議会と平成国際大学とはあまり連携がなかったですけど、せっかくの有効な資産だと思うんですね、私たちにとって大学があるのは。それをいかに利用するかについては申し訳ないんですけど、まあお互いに協力し合って。

それともう一つ、議会事務局の機能強化ということがあるんですけど、他の自治体に比べてうちの方の議会事務局の職員が多いか少ないか私はわかりませんが、見ても特に今回、議会改革が特別に組まれたということで、たぶんですね、過去の事務局の職員と比べると本当に倍以上の労力を余分に使っていると思うんですね。この間、その都度これだけ皆さんがしゃべっていることを、全部手分けして会議録を起こしているということを知ったので、これは非常に、そうかと言って残業手当も出ないでしょうからね、このへんも常日頃、私も加須市議会にかかわって10何年経つんですけど、事務局というのは大変なのかな、もちろんやりがいもあるでしょうけれど、そのへんも執行部側にもですね、もうちょっとやっぱり、だいぶ人選的には選んでいただいて能力のある方が来ているみたいなので、人数的にはちょっとハードなんかなという気がするんですね、そのへんも予算は伴うかもしれないけれど、中には暇な所があるようなので、このへんの評価を積極的にやっていただきたい

いと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 議員の政策立案機能とチェック機能と、非常に大事だと思っています。

自由討議もいろいろな所で行いながらやっていくことと、政策討論会、政策立案、政策研究会、こういったことを充実させていくことが必要かと思っています。それを支えるのが議会事務局だと思います。議会事務局の任務が今拡大しているんだと思います。今までは、議会運営を補完する機能として、それと執行部との調整機能ということで、それが主な仕事だったと思いますけれど、この議会改革が始まって、それだけでは済まない。

例えば先ほどアンケートのことを検討したわけですけど、市民との関係でも議会事務局が一定の仕事をやらなければならない、また議員が、政策立案、チェック機能を果たしていく上でも、議会事務局が支援しなければ出来ないというふうに思っています。特にこの基本条例の制定については法務の専門的な知識が必要であって、それはなかなか議員の中には無いわけで、そういったものを持っているのが議会事務局だと思いますし、議会事務局の任務が拡大しているということを考えると、ここに対する機能の充実強化が必要だと思っています。場合によっては職員の数を増やすとかそういったことも必要かと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 議員の政策立案機能の強化というところは非常に大事なかと思っています。

まして、議員力を高めていくということも大変重要でありますし、そのためには、研鑽を積みまなければならない。大学との連携もそうなんですけれども、議員がしっかり勉強することが必要なかな、これからは議員が条例を制定していくという時代に入っていくと思いますので、そういった勉強会や講演会、お金をかけないでというところで大学教授を呼んだりということは難しい部分もあるかと思いますが、それを上手くやりくりしていただいて、議員のそういった議員力を高めていくという重要な部分とっておりますので、そのへんを考えていただきたいなと思います。

また、この中にあります図書室の充実があるんですけど、議員が学べる場所というところで、図書室に行けば何でも調べられるくらいの充実を図っていただきたいと思っておりますので、今は倉庫みたくなっているようなので、そのへんを少し変えてきていただければと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんか。柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 24番の議員研修の充実強化、議員活動の推進と評価とありますが、

特に議員研修、この基本条例をつくるにあたって、改めて研修の充実、特に議員の研修とはどういうことか、皆さんで協議しながら、本当に議員は議員たるものはどういうものかというものははっきりと意識改革じゃないですけども、やるほうな方向が出来れば良いかなと思います。

また、議員活動の推進といっても議員各々がどのような活動をするのが一番良いのかというところも皆さんと協議する必要があると思うのですね。非常に良い項目だと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 議会として何かテーマを決めて勉強会をしていくことが必要だと思っています。それと平成国際大学との連携ということで、それはもちろん学生さんの意見を聴くという形もあると思うのですけれど、学生さんといっしょに勉強をして、何かテーマを、それについて意見交換会をするという形もとれたら良いのかなという思いが少しあります。

○委員長（小坂徳蔵君） いろいろ意見が出されましたが、地元の大学である平成国際大学との連携なんです、かつてはですね、全員協議会室に教授を呼んでいろいろ研修を行ってきた経過があります。

例えば介護保険の発足当初は、何回か専門の教授に来ていただいて研修を受けた経緯があります。その後もありました。また、4区議長会で加須市が会場となった時には、ご承知のように平成国際大学の教授が講演を行っております。別に連携していないわけではないのですが、これはやはり意識的に取り組んでいかななくてはならない問題なので、例えば、新年度研修を行うとか、特に議員が学べる場の設定が必要だということが言われまして、新井委員からそれが議会全体、委員会単位が必要なのかなという話がございました。

そういう中で地元の大学の教授、この人たちの知見を活用していく、薫陶を受ける、そういうことが必要なのかな、これは意識的な取り組みが必要なのかなと思います。それが項目の中に出てくるのですが、具体的にはそういうことが必要になってくると思います。

議会図書室の関係ですが、キャパシティがあれだけですので、30年くらい前に市役所が建設された時に、確かに自治法上議会図書室は必置規定なんですね、必ず置かなければならない。あれだけのスペースしかキャパシティしか考えられなかったということで、これは決して事務局の責任ではなくて、全体の市役所のレイアウトの関係なのですね。では、あそこをどうするかという良い案が出てこないのですが。ただ、今は、なかなかそちらの方まで事務局の職員も余力が取れないという状況もあります。

暫く皆さんから議論いただいて、良い方向を見出していきたいと思いますので、色々ご意

見を出していただいて、これは、事務局は心を痛めていると思いますけど。キャパシティを決めたのは事務局ではありませんので。議会事務局の名誉のためにも、私が申し上げておきます。

それから、議会事務局の機能強化の関係なのですが、去年の第3回定例会、第4回定例会と定例会は通常どおり行っている。それと、議会基本条例の制定や議会改革特別委員会の設置は、全く未知の領域だと。それをどちらも支障なくやってきているというのは、やはり、これは議会事務局の職員の皆さんに、本当に頭が下がる想いがあります。

こうやって色々、資料を事前に準備していただくわけですが、これも議会事務局に全部調査していただいて、間違いが無いように何回もチェックしながら、それで作成しているというところでございます。そういう意味で、議会事務局の機能強化は当然なのですが、同時に、私はやはりこの議会事務局員の議会事務局としての目的をしっかりさせていけばと思います。

それはどういうことかと言うと、やっぱりこの議会事務局の職員は、議員と共に市民の付託に応えるためにその職責を全うすると。それがやはり、議会事務局の関係する条文の第1項がこれだと、私は心に決めております。私が心に決めるのではなくて、皆さんからのご協議で決めていきたいと思います。やはり、議員と共に市民の付託に応えるためにその職責を全うしなければならないというのが、議会事務局の規定の一番かなと思っております。

それから、色々言いますと、例えば議会運営を補佐するという役割。議会事務局がいなければ、議会運営は進めませんので。それからやはり、今、議論されております政策形成機能、あるいは監視機能、これを支援する。これもやはり、事務局の職員の皆さんの仕事だと。あとは、先ほども話がありましたけれども、執行機関との調整機能。これは議員ではなく、事務局にその職責を担っていただかないといけません。もっと言えば、色々議員に対する苦情などは、全て議会事務局の方にきておりますので、そういう意味では議員と住民との相対的な役割といいますか、そういうことを担っていくということなんですね。

ですから、そういうことを今度の議会基本条例の中には、我々は市民の付託に応えるために議会事務局の職員と共にその責務を全うしていくというスタンスが、必要なんだと思っております。そのことが、次の拡充の方に繋がっていくんじゃないかと思っております。そんな風に思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。全くそのとおりなんですけれども、結局、今の体制全体を見ると、議会事務局の人事っていうのは、執行部から出向してくるということになるので、どこ

を向くのかということがかなり大きな問題になるわけです。

ここは議会ですから、二元代表性という中の議会という役割で、議会の役割をしっかりと果たすという観点からすれば、それは議会議長の指揮のもとに議会事務局があるということを考えれば、当然、議員を補佐し、議会を補佐し、政策を強化するという方向で、きちっとその役割、任務を位置付けておくということが重要なんだと思うんですよね。

その辺がどうしても出向という形で、一時的には、人事的にはそこを外れているわけですが、けれども、またどこかに戻るということがあれば、結局はやっぱり気持ちの置きどころが、執行部との関係に置かざるを得ない。これは正直な気持ちですよ。そういうことがどうしても起こりうる可能性があるんで、その辺の位置づけをしっかりと、それぞれが確認するという事なんだと思うんですよね。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井議員のご意見があったのですが、それはあってもやはり議会に来た以上は、議員と共に市民の付託に応える、そのために職務を全うするということが大事だと思っております。新井議員、言っていることが私も分かりますので、そこが大事だなと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、森本委員。

○9番（森本寿子君） 今の話でいくと、個人的な意見ですけども、議会事務局の方たちは執行部から来るのではなくて、退職した職員の方たちがなっていたかと、戻らなくて良いので、本当に議会の方を向いて仕事をしていただけるのかなと思いました。

また、大変だということで、今まで広聴広報ですとか、各種団体との意見交換等とか、これを誰がやっていくのか、誰が中心となっていくのか、ということも決めておかなければいけないということなのかなと思いますので、また次の機会に協議していければなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） では、他にありますか。

「なし」という声あり

○委員長（小坂徳蔵君） 協議する時間も迫ってまいりました。6項目についてのうち、今日は4項目までにしたいと思っております。残る議員活動における課題、及びその他の項目については、また次回に皆さんにご協議いただいて、更に進めていきたいと思っております。

その前に、もし前回、忘れたものがあつたら次回で言っていたきたいと申し上げましたので、もしありましたら、これに限らず委員の方々に出していただきたいと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 次の機会に議論する課題の36番で、他議会との連携交流というのが入っていますけれども、これに関係するんですけれども、ここはやっぱり先ほどの議論の中でも申し上げたとおり、この地域、広域的に連携するっていうことも非常に、県境の渡良瀬遊水地なんかも囲んで連携が進んでますので、そういう意味で改めて、他議会との連携交流っていうのをきちんと位置付けるっていうことが必要なのかなって思っていますので。

これはここにありますからね。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますか。 大内委員。

○8番（大内清心君） 確認だけ。次回、2月3日の午前中、第6回の特別委員会を開催して、午後から全議員対象に説明会を行いますよね。

○委員長（小坂徳蔵君） 先ほど、少し申し上げましたけれども、次回は今、残っている2つの項目について、ご協議いただきます。

それから今日、協議していただきましたその内容は、整理したいと思います。それでまた、皆さんにお渡ししたいと思います。それについて、更に皆さんから意見を出していただきたいと思います。それで、更に深めていきたいと思っております。それで、午後は説明会を開きたいと思います。

○8番（大内清心君） 午後は、大体のところを示されると思うんですけれども、その中で傍聴していない方や、委員会でご協議していない方は、違う意見も出てくるのかなと思うのですけれども、そういった場合は、意見も含めて練っていくといった考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の大内委員のご質問なんですけれども、この様に考えております。今日、議論いただきました。それで、次回もそういう形で議論していただきます。

また次の協議の状況を見なくてははいけませんけれども、一応、私たち特別委員会としては、市議会として来月の中旬からその後、例のアンケートに入っていきます。これの集計があります。3月10日が締め切りっていうことになっています。それで、これは集計しなくてははいけません。

ただこの集計がですね、回収される内容によって異なってくるんですが、ただ議会としてはどういうことになっていくかという、10日っていうのは、多分、予算議会の最終盤です。議会事務局は、そちらに全勢力を固めなくてははいけません。

その後、どうなるかという、年度末が出てきます。それで、年度の初めが出てきます。

そうすると、だいたい方向として考えられるのは、多分、集計に1ヶ月くらい場合としては、かかるのかなと思っております。それで、その集計の結果を基にして、もう一度皆さんにご協議いただきます。これについて、そのうえで最終的に決定していくと。

我々はなぜ、アンケートを取るのかといいますと、アンケートを取るのが目的ではなくて、市民から示されたその意志、意向を、基本条例に反映させていくために取っているのでありまして、ですから、それをどうしても行わなければいけないと。ですから、前に皆さんにお示した工程表から見ると、少し遅れるかもしれませんが、それは、急ピッチで取り戻していきますので。

ですから、連休明けくらいには、また、委員会を開いて、そこで骨子案を最終的にまとめていくのかなと思っております。

○10番（酒巻ふみ君） あ、いいですか？

○委員長（小坂徳蔵君） はい、どうぞ。

○10番（酒巻ふみ君） 集計は、皆さんが関わらないと、出来ませんよね。事務局だけですか？

○委員長（小坂徳蔵君） これは、どれだけハガキが返ってくるのかと、それによりますので。

1ヶ月ですので、これはやりながら届いた時点から始めますので。全部まとまってから、スタートということは、しませんので。

事務局としては委員の手を煩わせたくないというのが胸中なんです

「要請があれば・・・」という声あり

○委員長（小坂徳蔵君） ただ、あまりにも多かった場合には、前回、森本委員からも言われたんですが、その場合には皆さんにSOSがあるかもしれません。ただ、議会事務局の胸中は、尊重しなければなりません。よろしいですか。回収するハガキの回答数によるということでございます。ですから、一応、協議の流れでは、そういう風に考えておりますということで、ご了解いただきたいと思います。

他にないですか。なければ委員の発言は終わりました。せっかくですね、傍聴の方においでいただいております。委員会の基本方針の第5条、及び会議規則116条の規定に基づいて、委員外議員の発言に移りたいと思います。なお、委員会の協議を円滑に進めるために、発言の範囲は、今、議題となっております、議会基本条例の位置づけ、執行部との調整事項、

市民との連携・協働の推進、議員の政策立案機能の強化、この部分について発言があれば受け賜ります。

傍聴している議員の皆さん、いかがでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、齋藤和雄議員。

○委員外議員（齋藤和雄君） 大変貴重な時間を、発言させていただきまして、ありがとうございます。3点、提案をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですね。基本条例の位置付けの見直し手続きと、評価制度についてでございます。こちらの特別委員会で、委員さんの熱気あふれる、かなりエネルギーを使った、一点に集中して基本条例を作っていく訳でございます。その半面、作り終わった後、どうしても熱意というものが低下する恐れがあるということで、住民からその辺を察しられるという可能性が出てきます。

そういう中で、やはり、継承作業を行っていく必要があるのかな、それによって見直しの評価制度を作っていたら、継続的な見直しができるようになっていけば、より良い議会基本条例になっていくのかなと、そのように感じております。

2点目が、執行部との調整事項。これは先ほど委員長から、平成24年の自治法改正の話が出てきました。102条の2項だと思いますけれども、通年会期制の話がここで創設されたと思います。これについてもご検討いただければと思います。確か、他の市町村でもやっているところがあったと思うので、この辺をご検討いただければと思います。

最後に、議会報告会につきまして、旧大利根町議会では議会報告会を2年やっていました。その結果を踏まえて、私が一番感じたのは、執行部と議会との、先ほど委員長が話したのですけれども、市政についての話し合い、そして議会の報告会との調整。これが、非常に難しかったわけです。それで、結局2年で終わってしまったわけなんですけれども、その辺が整理出来れば、私はこれ、継続してやるべきだったのかなと今でも考えております。出来れば、執行部との話し合いとの調整が出来て、議会報告会をやっていくということになれば、継続でやっていただきたいな、それが1点。

もう一つ、議会報告会の中で色々な懸案事項とか出てくるわけですね。それを受けているんですけれども、それを市民の方に、意見を出した方に、返すことを当時していなかったのです。ですから、意見の出たきたものを、この議会の中でいかに消化出来るような制度、それを受けたら、どういうふうに会議を開いて、どういうふうに提案して、どういうふうに執行していくか。その辺の整備を作っていけば、より良いものになるのかなと思いました。

以上3点です。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかにございませんでしょうか。はい。ほかに、中條議員。

○委員外委員（中條恵子君） 今回も出させていただいて、ありがとうございます。本格的に自由討議になってきたなど感想を持たせていただきました。

こういう形で、どんどん意見を活発に出されるのが有難いことだなと。傍聴させていただいている者からしても、有難いことだなと感じさせていただきました。

今日ご検討された中で、12番の閉会中の文書による質問というところで、ここは委員会を中心かなというふうにお話しはあったんですけども、個人になるとたくさん質問が出てきては、と心配もあるかと思しますので、委員会だけではなく、会派でもと付け加えていただくと有難いなと私は思いました。

それから、19番の議会報告会についてですけども、これについてはネット中継との総合というか、その辺も非常に重要になってくるのかなと思うんですね。ネットで実際、見ていただいているのであれば、報告会という部分で、改めてやるべきところが必要になってくるのかどうかというところも検討の一つだと思いますし、また、ネットが見られない環境の方も、もちろんいらっしゃるので、そこについては、議会だよりも充実をさせていただくというところを中心にしながら、報告についてもありますけれども、意見交換会の方を充実させていくというもの、一つの方法ではないかなというのを感じました。

また、24番の議員活動の推進と評価ということなんですけども、ここは非常に難しいと思うんですね。議員活動の推進と評価を、誰が、どういうふうに評価していくのか。また、推進という部分で、どう推進しているのかというところを、一個人というふうに捉えるのか。また、議員を全体っていうか、なかなか全体では捉えにくいかなと思うんですけども、その辺をどうやって評価するかということを、今後は明確にしていってもらえたらなと思いました。

あと、先ほど、大内委員の方から2月3日の説明会の話が出たんですけども、ここで意見が全議員から言えるのかというのを、私は是非、明確にさせていただきたいと思いました。

以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に傍聴者の方でございませんか。はい、松本英子議員。

○委員外委員（松本英子君） 短く。傍聴させていただきまして、熱心な議論をありがとうございました。

政策立案のところについては、委員長が先輩なので言う必要は無いかなと思いますけど、最

終的には市民の皆さんの利益に繋がるように、市政を変えていけるような政策立案が出来るようになれば良いかなと感じましたので。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他に傍聴者の方で希望する方、おりますか。無ければ、コメントが必要ですか。はい、中條議員

○委員外委員（中條恵子君） はい。先ほど言った、2月3日の説明会のことについてだけ。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、2月3日について申し上げます。これは、先ほど申し上げましたように、説明会ということによっております。意見を言うていただくことは結構ですが、説明会が主旨だということでございます。

それからですね、また、この基本条例骨子案については、今、齋藤和雄議員、並びに中條議員からご発言がありましたように、委員外議員の発言、この様に認めております。また、我々は、期待もしております。ですから、その中でおいでいただいて言うていただくというのが、私は物事の筋なのかなと思っております。

そして、これは、委員外議員の発言を全て、詳細会議録に載せております。ですから、そこがまず基本だと思います。ただ説明会に来て言われても、いかがなものかなと私は思っております。

やはり、特別委員会が設置されて、そこで議論している以上、さらに委員外議員の発言を認めている以上、やはり集中して議論を行っていくということが、私は議員としては、この議員の政策立案機能の強化、この辺のことに来ているのかなと。自由討議ですからこれはね、と思います。よろしいですか。

○委員外委員（中條恵子君） 説明会という形になって、いろいろな部分で全議員に情報がいく様になっているということになりますと、じゃあ、説明会の意味って何なのかなっていうふうに、かえってなってしまうかなと思いましたが、そこに来る意味っていうのを、しっかりと全議員にもう一度、訴えていただきたいなと思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、こういうことです。これは、任意の委員会の時から、温度差を無くしてもらいたいということを再三、言われました。

私としては、全部の会派の議員に徹底しているのかなと思ったのですが、どうもそうではないと。初めて聞いた、ですとか、いろいろそういうことで、物議を醸したという時もありました。いろいろそういうことも言いまして、この会議が終わる時には、必ず会派に周知徹底してもらいたいと申しております。

それから、それだけではまだ不十分かなというところで、会議が終わった後、特別委員会

の通信を必ず発行しております。これは、2号まで。これは4、5日中には、ホームページに掲載してあります。それから、詳細会議録も全て市議会のホームページに掲載しております、もう全て市民の皆さんに知っていただくということになっております。

議員が知らないかどうかというのは、もう議員一人一人の判断だというふうに思っております。これ以上、いったい、その人の家に行って説明するのか、ということころまで、議会改革の審議は、詳細に進んでいるということでございます。しかも、これは全て公開しているということでございますので、そこでひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員、何かありますか。

○3番（新井好一君） 今、委員長がおっしゃいましたけれども、この議会基本条例を作るというのは、10人の特別委員会の皆さんの役割が非常に大きいということについては、全くそのとおりなので、そのように全体をリードしていくということは当たり前のことなんです。基本条例というのは28名全体の条例を作るということなんで、そういう意味ではやっぱり聞いていないとか、そういう議員については、非常に問題があるということについては了解しますけれども、出来るだけ、今日の、例えば議論に沿った形で自由に討議するっていうのは、いろいろな場面で補償されるべきだと私は思っておりますので。

そういう意味では全員協議会の場でも皆さんの意見は、この改革という意味に沿って、自由に議論されるべきだというふうに思っているんで、そこはそのような運営をしていただきたいと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井議員、ご承知だと思うのですが、議会改革特別委員会の基本方針を最初に定めております。これの第6条をご覧いただければ、今、新井議員が言った意見は、全て解消されると思っております。今なければ、後でご覧になっていただきたいと思えます。

○3番（新井好一君） だから私は、自由討議をやっていくと言ってるんですよ。今もやってくださいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） 次は、今後の審査の方向についてを議題といたします。

当委員会の今後の審査方向ですが、かねてご協議いただいているように、以下のように進めてまいります。

議会基本条例の骨子案について、市長部局との協議を開始してまいります。これは、二元代表制のもとで、議事機関としての市議会が、執行機関の市長部局と条例制定について協議を行うものであります。まずは、条例骨子案について、今日、各委員から出されました意見

を基本にして市議会として、議会基本条例の骨子案について、執行部からの対応が必要な事項に対し、検討を依頼することになります。

協議に対応する委員は、議事機関として議会を代表する者であり、正副委員長と副議長である酒巻委員の3人が協議にあたります。これは前回の会議で、決めてまいりました。協議の日程は、今月27日に行います。なお、議長から市長に対して、協議の文書を提出済みでございます。

それから次回の委員会、これは5回目の開催になりますが、2月3日、午前9時30分から開会します。議題は、市議会基本条例の骨子案について論点整理、ここの協議となります。

それから、全議員を対象とした説明会を開催し、これまでの協議経過を踏まえ、中間報告を行います。開催の日程は、2月3日、午後1時30分からは予定しております。

今、示した内容について、当面、進めていきたいと思っております。このように進めてよろしいでしょうか。

「異議なし」という声あり

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、本日の議事は、全て終了いたしました。

○9番（森本寿子君） すいません。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員、何かありますか。

○9番（森本寿子君） はい。今の2月3日の説明会のこととか、いろいろお話を聞いていて、これから今回の特別委員会の通信を出されると思うんですけども、委員外議員の意見っていうのは、この特別委員会だけしか聞かないというところでもあると思うので、きちんとそのところをうたっていただいて、意見を言いたい方は、この委員会に出ていただきたいというところを強く求めていただきたいと思っておりますし、最後のところには、委員長、副委員長の方に意見はお寄せくださいというところでは、特別委員会だけでしか聞かないということではなく、正副委員長が聞きますということでも具体的にあると、その日に来られない委員外議員さんもいらっしゃるかと思いますので、そこも強く強調して書いていただくと良いと思うんですけども、その通信の方で。

○委員長（小坂徳蔵君） ご指摘の内容は、分かりました。通信の内容については、強調して打ちたいと思っております。

それから、正副委員長が意見を聞くということなのですが、これは別にこの場で聞くということじゃないです。あくまで、協議を行っているところでございまして、例えばお名前を出して恐縮なのですが、中條議員から申出書が私の元に提出されたことがございました。それについては、皆さんに諮ったうえで、回答しております。ですから、口頭でもその都度、正副委員長におっしゃっていただければ、それはそれで対応していくということでございます。

なぜこうしているかという、この議会基本条例は、あくまでも議員間の自由討議の中で行っていることございまして、別に議会事務局が、何か特別なことをやっているということでもございません。皆さんの協議に基づいて、議会事務局がそのための事務を行っているということでございます。ご了解いただきたいと思います。

この件に関しましてはよろしいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 今も、委員長が、議員間の自由討議で条例を作っていくんだということの主旨っていうのは、一貫して貫くことなんで、そういう意味では、全員協議会の報告の中においてもですね、説明等の中においても、それは議員の皆さんの意見は、自由に尊重して意見を認めていただきたい。これは当然だと、私は思いました。

こういう雰囲気の中で、全員の中の議論というのがあっても、しかるべき。もちろん、後退させるような中身については、ここで議論されている中身を深めるというのは、そういう全体会議の中で当然ありうるということだと、私は思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。新井議員の意見は終わりました。それでは、今日の議事は全て終了しました。

本日の協議内容については、委員会の基本方針第4条に基づきまして、特別委員会通信第3号を発行して、市議会ページに掲載してまいります。

また、委員各位には、委員長からお願いがあります。委員各位においては、今日の協議内容について、所属する会派内の議員に遅滞なく周知されるように要請いたします。

本日の議事は全て終了いたしました。それでは散会にあたりまして、小勝副委員長からご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 大変お疲れさまでした。前回の委員会の中では、骨子項目につきまして、47項目出させていただきまして、今日はその内容の協議に入って、大変重要な段階に入っていると思います。

更には傍聴の方も大変多く、今までで一番多いと思いますし、全ての党、会派からご出席いただいているのかなと関心の高さを痛感しております。

今、委員長から最後にお話しがありましたように、私たちは、それぞれ党、会派の代表としてこの特別委員会に出席しているので、これを持ち帰って、党、会派全ての方にお知らせいただいて、意見を同じ様な気持ちで進めていくという、それが一番大事だと思いますので、次回は2月3日に委員会がありますけれども、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございました。それでは時間が超過いたしましたが、散会といたします。大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

散会 午後0時12分